

公的個人認証サービスを格納する電磁的記録媒体の要件について

1

1. 概要

現状、公的個人認証サービスの鍵ペアについては、個人番号カードにのみ格納しているが、公的個人認証法上は一定の要件を満たすにチップを組み込んでいるカードであれば、鍵ペアの格納が認められている。当該要件は以下のとおり。

2. 参照条文

■ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(署名用電子証明書の発行)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の**署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項において同じ。)** **その他の総務省令で定める電磁的記録媒体**(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するものとする。

5～8 (略)

※ 利用者証明用電子証明書について、法第22条第4項に同様の規定

■ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体)

第七条 法第三条第四項に規定する総務省令で定める**電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード**(住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。)であって、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

※ 利用者証明用電子証明書について、規則第43条に同様の規定

■ 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術基準

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準)

第六条 法第三条第四項の規定により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体又は法第二十二條第四項の規定により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 電磁的記録媒体が個人番号カードの場合にあつては、公的個人認証サービス利用領域(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成二十七年総務省告示第三百十四号)第1の10に規定する公的個人認証サービス利用領域をいう。)に署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二條第二項の暗証番号を記録することが可能であること。
- 二 個人番号カード以外の電磁的記録媒体にあつては、次の要件のすべてを満たすこと。
 - イ 半導体集積回路上に公的個人認証サービスアプリケーション(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1の9に規定する公的個人認証サービスアプリケーションをいう。)のための専用の領域を有すること。
 - ロ イに規定する領域に署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二條第二項の暗証番号を記録することが可能であること。
 - ハ イに規定する領域とそれ以外の領域は、電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、イに規定する領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、イに規定する領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。
- 三 受付窓口端末アプリケーション(規則第六十五條第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあつては、個人番号カードの作成を行う電子計算機)との間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーションが正当なものであることを確認するための必要な機能を有すること。
- 四 前条第四号の規定により暗号化されて送信された署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を復号するために必要な機能を有すること。
- 五 署名利用者符号又は利用者証明利用者符号の電磁的記録媒体の外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有すること。